

岐阜県公報

目 次

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表

(監 査 委 員)

ページ
一

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十七年七月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十七年八月三十一日

岐阜県監査委員	野 島 征 夫
岐阜県監査委員	脇 坂 洋 二
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 本 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

号 外 (二) 平 成 二 十 七 年 八 月 三 十 一 日

第 1 監査実施機関数

知 事 直 轄 部	監査実施機関数			監査結果件数		
	指摘あり	指導あり	検討あり	指摘事項	指導事項	検討事項
総務部	2	0	0	0	0	0
清流の国推進部	—	—	—	—	—	—
危機管理部	4	0	2	2	0	0
環境生活部	2	0	0	1	0	1
健康福祉部	3	0	2	2	0	0
農工労働部	5	2	2	4	2	0
農政部	1	0	0	0	0	0
林政部	10	2	5	0	7	2
県土整備部	7	1	2	0	4	2
都市建設部	1	1	0	2	1	0
県事務所	2	1	0	2	1	0
教育委員会	—	—	—	—	—	—
警察本部	13	2	6	0	8	2
その他	—	—	—	—	—	—
合計	1	0	0	0	0	0
	51	9	22	32	10	22

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。
 ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 ・指導事項 是正又は改善を求める事項
 ・検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
 監査実施機関数の「指摘あり」、「指導あり」及び「検討あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。
 「—」は、当月監査未実施を示す。

第 2 監査結果

監査の結果、26機関において、10件の指摘事項及び22件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 知事直轄 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
秘書課	平成27年7月23日	広報課	平成27年7月22日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

2 清流の国推進部 (4機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
中町村課	平成27年7月28日	地域スポーツ課	平成27年7月30日

競技スポーツ課

平成27年7月30日

東京事務所

平成27年7月27日

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
地域スポーツ課	指導事項	USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 課ごとに管理すべきUSBメモリを競技スポーツ課と共用で管理していた。 2 「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出してしまった。 3 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出してしまった。
競技スポーツ課	指導事項	USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 課ごとに管理すべきUSBメモリを地域スポーツ課と共用で管理していた。 2 「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出してしまった。 3 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出してしまった。

3 危機管理部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
防災課	平成27年7月28日	消防課	平成27年7月24日

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
消防課	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して

所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。

4 環境生活部 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
環境管理課	平成27年7月31日	自然環境保全課	平成27年7月31日
美術館	平成27年7月27日		

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
環境管理課	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
自然環境保全課	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。

5 健康福祉部 (5機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜保健所	平成27年7月14日	岐阜保健所本巣・山県センター	平成27年7月14日
西濃保健所	平成27年7月14日	西濃保健所揖斐センター	平成27年7月14日
食肉衛生検査所	平成27年7月27日		

【監査の結果】
次のとおり指導又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜保健所	指導事項	物品の管理事務において、携帯型食品衛生検査機器1台を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
岐阜保健所本巣・山県センター	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。
西濃保健所	指導事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として16,746円の費用負担が発生し、また、修繕料249,145円

(うち相手方負担分167,132円)が支払われていたもので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
物品の処分事務において、不用決定の手紙を行わないまま廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。

6 商工労働部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
工業技術研究所	平成27年7月27日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかつた。

7 農政部 (10機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
農政課	平成27年7月27日	農産物流通課	平成27年7月22日
農業経営課	平成27年7月22日	農産園芸課	平成27年7月23日
畜産課	平成27年7月23日	農村振興課	平成27年7月24日
農地整備課	平成27年7月24日	岐阜農林事務所	平成27年7月14日
中濃農林事務所	平成27年7月13日	畜産研究所	平成27年7月17日

【監査の結果】
次のとおり指導又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
農業経営課	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。
畜産課	指導事項	USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出したものがあつた。 2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ていたが、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUS

農村振興課	指導事項	Bメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたものがあつた。
農地整備課	指導事項	U S Bメモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がU S Bメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。
岐阜農林事務所	指導事項	U S Bメモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「U S Bメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がU S Bメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。
中濃農林事務所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料28,318円が支払われていたので、職員が交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	U S Bメモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「U S Bメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がU S Bメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。

8 林政部 (7機関)	実施年月日	実施機関名	実施年月日
実施機関名	平成27年7月27日	恵みの森づくり推進課	平成27年7月24日
林政課			

機 関 名	区 分	内 容
興産材流通課	指導事項	U S Bメモリの管理事務において、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がU S Bメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。
森林文化アカデミー	指導事項	平成24年度、25年度及び26年度の消耗品等の支出事務において、次の不適正な事項が認められた。 1 平成24年度及び25年度の消耗品購入等の支出事務において、本来は果費で支出すべきところ、支払処理が遅延していたため、果が支払ったと見せかけて担当職員が自らの所持金で支払っていた事実が45件計720,478円あつた。果は、これらの支出を果からの支出があつたものとして追認し、請求日と支払日を精査したところ、支払先に対する遅延利息4,700円が発生していた。 2 平成26年度の消耗品購入の支出事務において、業者から提出された納品書及び請求書を精査することなく支出した結果、1件25,884円が支払不足となつていた。 3 平成25年度及び26年度の報償費等の支出事務において、6件計87,574円の事前決裁が行われておらず、いずれも26年度末に未払となつていた。 4 平成26年度の消耗品購入の支出事務において、2件計45,230円に係る納品書を紛失し、業者から新たに請求書の提出を受けて支払を行つていた。 また、事務の執行体制について確認したところ、次の不適切な事項が認められた。 1 特定の業者から消耗品等を購入する際に使用する法人カードを担当職員が管理しており、出納員等による管理が行われていなかった。その結果、法人カードを持ち出せば誰でも消耗品等が購入できるようになつていいた。 2 平成26年度の消耗品購入等の支出事務において、請求書受理後に事前決裁書の起案が行われていたものがあつた。これは平成26年8月に中濃振興局中濃事務所出納課の会計指導で改善するよう求められていたにもかかわらず、平成27年度になつても同様の事態が続いている状況であつた。また、請求書の受取者が所属内で統一されておらず、所属への到達後遅やかに支払の事務処理が行われていない可能性が認められた。
興産材流通課		平成27年7月22日 森林整備課 平成27年7月24日
治山課		平成27年7月22日 森林研究所 平成27年7月13日
森林文化アカデミー		平成27年7月13日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

指導事項	これらの不適正な会計処理及び不適切な事務の執行体制は、担当職員だけでなく、所属全体の会計事務に対する認識の欠如に原因があると考える。 今後は内部けん制体制の強化を図るなど所属の組織管理を徹底するとともに、職員に岐阜県会計規則等関係法令を遵守させるよう指導し、再発防止策の確実な実施に合わせ、適正な会計処理に努められたい。
指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として119,726円の費用負担が発生し、また、修繕料135,723円(うち相手方負担分27,144円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
指導事項	生産物の管理事務において、物品を取得した際に作成する生産品目別野帳が作成されていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

9 県土整備部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
古川土木事務所	平成27年7月16日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
古川土木事務所	指導事項	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として178,113円の費用負担が発生していたため、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料46,645円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

10 都市建設部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
水道企業課	平成27年7月23日	東部広域水道事務所	平成27年7月10日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
水道企業課	指導事項	県の水道事業に供する固定資産については、国有資産等所在市町村交付金法(以下「法」という。)に基づき、固定資産が所在する市町村に対し、固定資産税に代わるものとして国有資産等所在市町村交付金(以下「交付金」という。)を県が交付している。 交付金として交付すべき金額は、法により固定資産の価格に100分の1.4を乗じて得た額とされており、固定資産の価格は、原則として公有財産台帳の価格(以下「台帳価格」という。)とされている。しかし、その台帳価格が、所在市町村に照会して得た近傍類似地の固定資産税

指導事項	評価額(以下「評価額」という。)と著しく異なる場合は、評価額を固定資産の価格とすることとされている。 平成25年度に取得した水質試験機に係る平成26年度の交付金事務を確認したところ、法に基づく比較検討をしないまま、所在市町村に対し固定資産の価格として評価額を通知していたため、今後は適正に処理されたい。 公務中の1件の毀損事故について、修繕料97,308円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
------	--

11 教育委員会 (13機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
教職員課	平成27年7月31日	教育研修課	平成27年7月31日
学校安全課	平成27年7月30日	体育健康課	平成27年7月30日
岐阜商業高等学校	平成27年7月27日	岐阜農林高等学校	平成27年7月27日
郡上高等学校	平成27年7月27日	瑞浪高等学校	平成27年7月27日
吉城高等学校	平成27年7月16日	岐阜音学校	平成27年7月27日
大垣特別支援学校	平成27年7月27日	東濃特別支援学校	平成27年7月27日
飛騨吉城特別支援学校	平成27年7月27日		

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
教育研修課	指導事項	USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。 2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。
岐阜商業高等学校	指導事項	物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあつたため、今後は適正に処理されたい。
岐阜農林高等学校	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として1,756,320円の費用負担が発生し、また、公用車が廃車

	指導事項	(評価額 303,000 円) となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
	指導事項	成職の処分事務において、売払い等による収入の可能性について検討することなく廃棄処分としていたため、今後は適正に処理されたい。
郡上高等学校	指導事項	USBメモリの管理事務において、複数のUSBメモリを1年間職員に貸与し、その職員が更に他の職員に貸与するなど、県が定める「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」と取扱いが異なっており、かつ、所属としての情報管理体制に課題があるので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
瑞浪高等学校	指導事項	USBメモリの管理事務において、県が定める「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」によらず、独自に作成した「USBメモリ使用記録簿」により管理していた結果、所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
岐阜盲学校	指導事項	特別支援教育就学奨励費負担金等の支給事務において、自家用自動車による交通費の算定方法を誤ったことにより、8件3,902円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
東濃特別支援学校	指導事項	作業製品の出納管理及び作業製品の売却収入にかかわる現金管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 前年度からの繰越しがあるため、年度当初に作成すべき作業製品出納簿が作成されていなかった(平成27年5月26日現在)。 2 作業製品を売却等処分しようとするときは、あらかじめ作業製品処分調書により、売却等のための措置を校長が決定し、売れ残った作業製品については、新たに作業製品処分調書を作成したうえで校長へ引き継ぐこととなっている。しかし、売却後の作業製品分のみの作業製品処分調書を作成していたため、売れ残った作業製品について作成すべき作業製品処分調書が作成されていなかったものがあった。その結果、作業製品出納簿が正しく記載されていないものがあった。 3 出納員は現金を引き継いだ日に現金出納簿への記帳をすべきところ、これがなされていなかった。

12 その他 (1機関)

実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会事務局	平成27年7月28日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

平成二十七年八月三十一日発行

発行者

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社